

4. 建設省担当部門

1. 概念・定義及び範囲

建設部門の部門分類は第1表のとおりである。

産業連関表の基本表の部門分類を更に細分して、建設省内の作業用部門分類を行った。この際第1に産業連関表作成においては、投入構造の安定を図ることが必要であり、そのためには、投入構造の異なるものは、1部門独立して扱わなければならない。第2に、産業連関表を利用する場合、利用目的にあった部門分類が必要である。これらの点及び生産額等の推計資料の制約などを考慮して部門分類を行った。

第1表 建設部門の部門分類

統合部門表		基本表	建設部門推計作業部門分類	
建築 (建設 補修を 含む)	住宅新築	住宅新建築 (木造)	木造住宅	居住専用及び居 住産業併用
		住宅新建築 (非木造)	鉄骨鉄筋コ ンクリート 造 鉄筋コンク リート造 鉄骨造 コンクリー トブロック 造・その他 造	居住専用及び居 住産業併用 〃 〃 〃
	非住宅新 建築 (木造)	非住宅新建 築(木造)	木造非住宅	工場、倉庫 工務所、店舗、 学校、病院、そ の他
		非住宅新建 築(非木造)	鉄骨鉄筋コ ンクリート 造非住宅 鉄筋コンク リート造非 住宅 鉄骨造非住 宅 コンクリー トブロック 造・その他 造非住宅 住宅建設補 修 非住宅 "土木構築物 補修	工場、倉庫 事務所、店舗、 学校、病院、そ の他 工場、倉庫 学校 事務所、店舗、 病院、その他 工場、倉庫、そ の他 事務所、店舗、 学校、病院
建設補修	建設補修			
土木	公共事業	道路関係公 共事業	一般道路 一般街路	道路改良 〃鋪装 〃橋梁 〃補修 街路改良 〃補装 〃橋梁

		統合部門表	基本表	建設部門推計作業部門分類		
				有料道路 区画整理	高速自動車国道 都市高速道路 一般有料道路	
				河川下水道 その他の公 共事業	治水 海下環境 公港 空災 その他の 水道 水衛 湾漁 害復 の他	河川改修維持 河川総合開発 砂防
				農林関係公 共事業	農業土木 造林 治災 害復 旧	
				その他の建 設	鉄道軌道 電力 電信電話 その他建設	國鐵 公営(地下鉄を 含む) 私鉄 地下鉄(帝都高 速) 電力 電信電話 上工業用水道 その他の土木建設

2. 部門の定義

(1) 住宅新建築(木造)(400110)

① 主要構造部(建築基準法第2条第5号定義による。以下同じ)が木造の建築物のうち、居住専用建築物、及び居住産業併用建築物で居住の用に供せられる部分の新築、増築、改築とする。

② 昭和40年産業連関表までは、居住産業併用建築物(木造)に非居住部分も含め、全額この部門としていたが、国民所得統計との整合上問題があるので45年以降非居住部分を分離し、これを木造非住宅としている。

③ 昭和40年産業連関表までは、設計管理活動は、建設活動の一部と見なして、建設部門に含めていた。しかし、設計管理活動は、発注者自身が行う場合、設計管理業者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工と共に担当させる場合等種々の場合があり、設計管理業者に委託する場合は、その活動はサービス活動に含まれているので、45年以降建設活動からこれを除外し、「土木建築サービス業」から購入する形としている。

なお、発注者自身もしくは、建設業者が行う場合は、

従来通り建設活動とする。この問題は他の建築部門も同様とする。

(2) 住宅新建築（非木造）(400120)

- ① 主要構造部が非木造の建築物のうち、居住専用建築物、及び居住産業併用建築物で、居住の用に供せられる部分の新築、増築、改築とする。
- ② 昭和40年産業連関表までは、居住産業併用建築物（非木造）に非居住部分も含め、全額この部門としてたが、住宅新建築（木造）と同様に45年表以降非居住部分を分離し、これを非木造非住宅としている。

(3) 非住宅新建築（木造）(400210)

- ① 木造の建築物のうち、前記「住宅新建築（木造）」以外の建築物の新築、増築、改築とする。
- ② 昭和45年産業連関表より、居住産業併用建築物（木造）の非居住部分を含めている。

(4) 非住宅新建築（非木造）(400220)

- ① 非木造の建築物のうち、前記「住宅新建築（非木造）」以外の建築物の新築、増築、改築とする。
- ② 昭和45年産業連関表より、居住産業併用建築物（非木造）の非居住部分を含めている。

(5) 建設補修(400300)

- ① 建築物（住宅及び非住宅）及び土木構築物に関する経常的補修工事で、自家補修を含む。
- ② 本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、公共事業に関する維持補修工事、災害復旧工事、並びに鉄道軌道の線路、電力、信号設備、電力の送配電設備、電信電話の線路設備の取替補修工事は、ここに含まず、資本形成とする。

(6) 道路関係公共事業(400411)

以下の範囲からなる公共工事で新設工事のほか維持補修工事を含む。

国及び地方公共団体の行う道路、街路事業及び、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、地方公共団体等の行う有料道路事業である。この部門は、昭和40年産業連関表では次の400419を含めていたが、45年表より道路関係公共事業とそれ以外の公共事業の2部門に分割した。

(7) 河川、下水道その他の公共事業(400419)

以下の範囲からなる公共工事で新設工事のほか、維持補修工事を含む。

なお、下記②都市計画関係の下水道は、昭和45年産業連関表までは「その他の建設」(400990)に入っていたが、事業の性格上、公共事業として扱うべきであるので、50年表では当部門に入れて部門の名称を「河川、下水道その他の

公共事業」とした。

- ① 河川関係：国、地方公共団体の行う河川、河川総合開発、砂防、海岸事業及び水資源開発公団の行う事業
- ② 都市計画関係：国、地方公共団体の行う下水道、公園及び環境衛生事業
- ③ 港湾漁港：国、地方公共団体の行う港湾漁港事業及び京浜外貿埠頭公団、阪神外貿埠頭公団の行う事業
- ④ 空港：国、地方公共団体、新東京国際空港公団の行う空港事業
- ⑤ 災害復旧：国、地方公共団体の行う上記①から④及び「道路関係公共事業」(400411)の各施設に関する災害復旧、災害関連、鉱害復旧事業
- ⑥ その他：国、地方公共団体の行う大型漁礁、離島電気事業

(8) 農林関係公共事業(400420)

以下の範囲からなる公共事業で、新設工事のほか維持補修工事及び災害復旧工事を含む。

- ① 農業土木：国、地方公共団体、土地改良区、及びその他団体の行う土地改良事業、及び農地造成事業並びに農用地開発公団、水資源開発公団、八郎潟新農村建設事業団の行う事業
- ② 林道：国、地方公共団体の行う林道事業及び森林開発公団の行う事業
- ③ 治山：国、地方公共団体の行う治山事業
- ④ 災害復旧：国、地方公共団体の行う上記①から③までの各施設の災害復旧事業

(9) 鉄道軌道建設(400910)

日本国有鉄道、日本鉄道建設公団、公営鉄道、私鉄、帝都高速度交通営団の行う構築物の建設事業及び施設保全の諸事業で、線路、電力、信号設備の取替補修修繕費より取替資産を推計し、この部門に含める。

(10) 電力施設建設(400920)

9電力株式会社、沖縄電力株式会社、電源開発株式会社、地方公営企業の行う電気事業、その他電気事業者及び、日本原子力発電株式会社の行う発送、配電施設に関する構築物の建設事業及び施設保全で取替補修を含む。

(11) 電信電話施設建設(400930)

日本電信電話公社の行う電信電話線路施設に関する構築物の建設事業及び施設保全で取替補修を含む。国際電信電話株式会社の行うものは、「その他の建設」のその他の土木建設に分類する。

(注) (9), (10), (11)、部門における取替補修とは次のものをいい、それらはいずれも建設補修とせず、各部門に含める。
鉄道軌道……線路、電力、信号設備

電 力……送配電設備	
電信電話……線路設備	
(12) その他の建設 (400990)	
上工業用水 (地方公営企業の行う上水道, 工業用水道, 簡易水道に関する構築物の建設事業), 失業者就労事業(地方公共団体の行う失業者就労事業のうち建設投資の事業), その他の土木建設 (土地造成, ガス, その他上記以外の土木建設) からなる。	
(注) 昭和40年産業連関表では(9)～(12)部門までを一部門として推計していたが、45年表より4部門に分割し推計している。	
なお、50年表より、下水道は、分類部門を「河川, 下水道その他の公共事業」と変更した。	
3. 推計資料	
資料名	出 所
建築着工統計	建設省
〃補修調査	建設省
建築物等実態調査	大蔵省 経済企画庁
木造等建築物投入調査	大蔵省 経済企画庁
非木造建築物投入調査	大蔵省 経済企画庁
建設業の経営分析	大蔵省 経済企画庁
建設総合統計年度報	大蔵省 経済企画庁
法人企業統計年報	大蔵省 経済企画庁
法人企業間接費調査	大蔵省 自治省
国富調査	農林水産省 総理府統計局
国の決算	農林水産省 総理府統計局
地方財政統計年報	運輸省
地方公営企業年鑑	農林水産省 総理府統計局
農家経済調査報告書	農林水産省 総理府統計局
家計調査年報	運輸省
農業センサス農家調査報告書	建設省
国勢調査	建設省
民鉄統計年報	住宅金融公庫
農業及び農家の社会勘定	建設省
土木工事費内訳調査	建設省
住宅金融公庫年報	建設省
建設業務統計年報	建設省
道路統計年報	建設省
公共事業工事費内訳調査	建設省
国民所得統計	経済企画庁
建設工事施工統計調査報告	建設省
ガス事業統計年報	資源エネルギー庁
公団関係土木工事費内訳調査	建設省
海岸統計	水産庁
漁港関係事業実績調査	自治省
地方財政の状況	厚生省
水道統計	経済企画庁
法人企業投資実績調査	日本国有鉄道
法人企業投資動向調査報告	林野庁
国鉄決算資料	農林水産省
林業構造改善事業実績集計表	電々公社
農業土木事業投入調査結果	資源エネルギー庁
電々公社決算書	
電源開発の概要	

4. 生産額推計

(1) 建設部門 (400110, 400120, 400210, 400220)

建築部門は、4部門から成り立っており、各部門とも建築着工統計に基づいて推計した。なお、建築着工統計と産業連関表との概念上の調整を図るため下記の補正を加えている。

- ① 統計を着工ベースから出来高ベースに補正
- ② 建築着工統計による工事費予定額(届出額)を工事完了後の実際の工事費に補正(補正調査による)
- ③ 建築着工統計のもれ補正(「建築物等実態調査」による)
- ④ 建築着工統計に発注者経費(設計費)を加える。

(2) 建設補修 (400300)

当部門は、資料等の制約もあって7つの主体別に分け、下記により推計した。なお、年度値の暦年修正は建設総合統計より修正率を求めて行った。

① 営利企業

(I) 法人企業

法人企業統計年報の売上高を対象に、法人企業間接費調査より売上高に対する建築物、構築物修繕費比率を使用し推計した。

(II) 個人企業

法人企業を基に国富調査の資産評価額より推計した。

② 民間非営利団体

国富調査の資産評価額より推計した。

③ 中央政府

国的一般会計、特別会計(現業分除く)の決算の各種修繕費より推計した。

④ 政府企業

3公社5現業からの聞き取り及び国の決算の財産目録等より推計した。(国鉄は①に含める)

⑤ 地方政府

地方財政統計年報の維持補修費より推計した。

⑥ 地方公営企業

地方公営企業年鑑の修繕費をもとに、国富調査の資産評価額における建築物、構築物の割合を求め推計した。

⑦ 住 宅

(I) 農 家

農家経済調査報告により、農家一戸当たりの住宅維持修繕費を求め、農業センサスより求めた農家戸数を乗じた。

(II) 非 農 家

家計調査より修繕費を求め、国勢調査における農家戸数分を除いた普通世帯数を乗じた。

(3) 土木部門

当部門は7部門から成り立っており、下記により推計した。

① 道路関係公共事業 (400411)

建設業務統計に基づいて推計した。建設事業費の使途別内訳より、事務費、工事費、付帯工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費を土木投資額として推計した。

また、年度値の暦年修正は建設総合統計より、修正率を求めて行った。

② 河川・下水道・その他の公共事業 (400419)

当部門は、建設省所管及び所管外公共事業から成り立っており、所管事業である河川改修、河川総合、砂防、下水道、公園については上記(1)の推計方法と同じであり、その他（海岸、環境衛生、港湾漁港、空港、災害復旧）は、各々関連資料に基づいて土木投資額を推計した。

なお、年度値の暦年修正は上記(1)と同じである。

③ 公共事業（農林関係） (400420)

農業土木は「農業及び農家の社会勘定」より、林道、治山は、民有林、国有林に分け、災害復旧は直轄事業、補助・単独事業に分け主として、「国の決算書」、「地方財政統計年報」より推計した。

④ 鉄道軌道建設 (400910)

当部門は5つの主体に分け、下記のとおり推計した。

(I) 国 鉄

国鉄決算関連資料より精算勘定の工事経費、東北（南）新幹線工事経費、受注工事経費から建設関連事業科目を抜出し、国鉄の別途資料等より土木投資率等を求め推計した。

また、年度値の暦年修正は、建設総合統計より修正率を求めて行った。（以下同じ）

(II) 鉄道公団

公団決算書の在来線、新幹線、民鉄線事業費の内訳をもとに、国鉄資料等より土木投資率を求めて推計した。

(III) 公営鉄道

地方公営企業年鑑の建設改良費をもとに、法人企業投資実績調査より土木投資率を求めて推計した。

(IV) 地 下 鉄

當団地下鉄の設備投資額をもとに土木投資額を推計した。

(V) 私 鉄

法人企業投資動向調査報告による設備投資額をもとに、法人企業投資実績調査で土木投資率を求めて推計した。

⑤ 電力施設建設 (400920)

9電力㈱、電源開発㈱、その他事業者について、電源開発の概要、公営電気は公営企業年鑑、沖縄電力は資源エネルギー庁の資料により、それぞれ建設工事資金を推計し、資源エネルギー庁推計の土木投資率を用いて推計した。

⑥ 電信電話施設建設 (400930)

電々公社の決算書の建設勘定における電信電話施設費をもとに、決算書の有形固定資産状況等より土木投資率を求め推計した。

⑦ その他の建設 (400990)

当部門は10の建設工事種類より成っており、各々下記のとおり推計した。

(I) 上水道・簡易水道

地方公営企業年鑑による水道事業の建設改良費をもとに、水道統計より土木投資率を求め推計した。

なお、年度値の暦年修正は、建設総合統計より修正率を求めて行った。（以下同じ）

(II) 工業用水

通産省立地公害局工業用水課資料、建設業務統計より推計した。

(III) 土地造成

下記に区分して推計した。

(ア) 日本住宅公団、宅地開発公団

住宅都市整備公団の資料より推計した。

(イ) 地方公共団体分

建設業務統計より推計した。

(ウ) 港湾整備関係

運輸省から聞取りの上推計した。

(エ) 地域振興整備公団

公団の決算額をもとに推計した。なお、当該公団分に関する推計は昭和50年に始めた。

(オ) 民間土地造成

建設総合統計に基づき推計した。

(IV) 失業者就労事業

地方財政統計年報による失業対策事業費をもとに、労働省から聞取りの上建設関連事業就労者数の割合を求めて推計した。

(V) 民間構築物（鉄道、電力、ガスを除く）

国民所得統計における民間総固定資本形成のその他建設をもとに推計した。

(VI) ガス

ガス事業統計年報による製造及び供給設備等を対象に、法人企業投資実績調査により土木投資率を求め推

計した。

(VII) 駐車場

建設業務統計より推計した。

5. 投入額推計

投入額推計の作業は建設部門、建設補修、土木関係部門に分けて行った。その方法は下記のとおりである。

(1) 建築部門

① 国内生産額

(Ⅰ) 設計費、(Ⅱ) 完成工事原価、(Ⅲ) 諸経費(元請)、(Ⅳ) 営業余利に分割した(Ⅰ) 設計費→土木建築サービス業(Ⅳ) 営業余利→営業余利。

② ①(Ⅱ) 完成 ② ①の(Ⅱ) 完成工事原価の分割

「非木造建築物投入調査」及び「木造等建築物投入調査」に基づき、次の3段階に分け、それぞれの構成比を累積した比率によって分割した。

- a. 用途構造別(木造住宅(在来)、木造住宅(量産)、鉄骨鉄筋コンクリート造事務所、鉄骨造工場等の18分類) 每の工事科目別(非木造住宅の例=仮設工事、土工工事、鉄骨工事、防水工事等の26分類) 構成比
- b. 工事科目別毎の細目別(仮設工事の例=仮設建物、工場施設、電力・用水、環境保全の10分類) 構成比
- c. 細目別毎の投入部門別(雇用者所得、製材等産業連関表の部門分類及び下請諸経費) 構成比

d. 下請、元請の諸経費は諸般の研究資料により分割
(注) ② a 用途構造別の建築関係4部門への統合は次のように行った。

(略語説明) W………木造

C B………コンクリート・ブロック造

S………鉄骨造

S R C………鉄骨鉄筋コンクリート

R C………鉄筋コンクリート

W住宅、W量産住宅 ……400110住宅新建築(木造)

C B住宅、S量産住宅、S R C住宅、R C住宅

S住宅、R C量産住宅 ……400120住宅新建築(非木造)

W工場、W事務所 ……400210非住宅新建築(木造)

C B非住宅、S R C工場、S R C事務所、R C工場、

R C校舎、R C事務所、S工場、S事務所

……400220非住宅新建築

(非木造)

(2) 建設補修

「土木工事費内訳調査」(建設省特別調査)により、調査項目別に分割した。

(3) 土木部門

① 土木工事では工事種類別の労務・資材等の投入構造

を把握するため、特別調査として「公共事業工事費内訳調査(調査件数2402件)」、「土木工事費内訳調査(同600件)」、「公団関係土木工事費内訳調査(同80件)」を行った。前者は、建設省所管の工事のうち、直轄及び補助事業を対象にし、後者はそれ以外の土木工事を対象にした。なお、この他にも国鉄土木工事費内訳調査、地下鉄土木工事費内訳調査及び電信電話工事費内訳調査を行った。それら工事種類別に下記により推計した。

(I) 「道路関係公共事業」「河川・下水道、その他の公共事業」「公共事業」の内、治山及び林道は公共事業工事費内訳調査及び公団関係土木工事費内訳調査により推計した。

(II) 「公共事業」の内、農業土木及び災害復旧は農林水産省の特別調査である農業土木事業投入調査結果により推計した。

(III) 「鉄道軌道建設」の内、地上軌道部分について、国鉄土木工事費内訳調査、地下鉄部分は、地下鉄土木工事費内訳調査に基づきそれぞれ推計した。

(IV) 「電力施設建設」及び「その他の建設」は土木工事費内訳調査により推計した。

(V) 「電信電話施設建設」は電信電話工事費内訳調査に基づき推計した。

6. 產出額推計

建設部門は建設補修を除きすべて最終需要の国内総固定資本形成に計上した。

(1) 建築部門 (4001100, 4001200, 4002100, 4002200)

「建設総合統計55年度報」による昭和50年の発注者別政府・民間比率を用いて、国内総固定資本形成の政府と民間に分割した。

(2) 建設補修 (4003000)

建設補修生産額を主体別に推計(4-(2)参照)し、その数値を各対応分類コードに配分した。

(3) 土木部門

① 道路関係公共事業(40041100)、河川・下水道・その他の公共事業(4004190)

すべて国内総固定資本形成(政府)へ計上した。

② 公共事業(農業土木・林道・治山・災害復旧)

(4004200)

生産額推計の内訳に基づき、(4-(3)-③参照) 団体當は国内総固定資本形成(民間)に、その他は国内総固定資本形成の(政府)に分割した。

③ 鉄道軌道建設(4009100)、電力施設建設(4009200)

生産額推計の内訳に基づき(4-(3)-④及び4-(3)-⑤参照)、国内総固定資本形成(政府)と国内総固定資

本形成（民間）に分割した。

④ 電信電話施設建設（4009300）

すべて国内総固定資本形成（政府）とした。

⑤ その他の建設（4009900）

生産額推計の内訳に基づき（4-(3)-⑦参照）国内総固定資本形成の政府と民間に分割した。

7. 作成作業上の問題点

(1) 概念・定義及び範囲上の問題点

① 道路関係公共事業（400411）、河川・下水道・その他の公共事業（400419）

(i) 維持、補修工事がすべて含まれているが、一般道路の管理（清掃、照明等）河川のしゅんせつ等小規模な維持、補修工事は経常的支出として、建設補修に含めるべきであると考えられるが（国民所得統計では、公共事業の維持、補修はすべて、資本形成として扱われている）。時系列の問題もあるので昭和55年産業連関表においても、従来通り公共工事の扱いとする。

(ii) アクティビティ・ベースではなく事業所ベースに近い。例えば道路建設というアクティビティはすべて、この部門に含まれるのではなく、国、地方公共団体、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団の行う事業に限られ、民間企業等が建設するものは、「その他建設」のうち民間構築物として扱った。

5. 運輸省担当部門

鋼船 (3810-10)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類3641「鋼船製造・修理業」のうちの鋼船製造に係る活動及び3642「船体ブロック製造業」の活動とする。ただし、船体ブロック製造業については、全額自部門取引となるので原則として生産額には計上せず、鋼船製造の一工程としてとらえる。

改造は、本部門に含める。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	造船造機統計月報	昭55. 12	運輸省	
2	工業統計表	1980	通産省	I.O用組替集計表
3	輸出・輸入及び関税統計組替集計結果表	57. 4	行政管理庁	
4	主要造船会社経営分析	55年度	運輸省船舶局	部内限
5	経営指標ハンドブック	1981	日本開発銀行	
6	新造船船価内訳表	55年度	運輸省	個票を抽出集計
7	船舶関連工業製品統計月報	昭55. 12	運輸省	
8	昭和55年船用機械の輸出入状況	56. 7	々	
9	日本貿易月表 品別国別編	80. 12	日本関税協会	

3. 推計方法

(1) 生産額：

- ① 資料1による国内船（排水トン表示船舶及び独航不能の船舶を含む）及び輸出船のしゅん工船船価
- ② 資料2による在庫純増額
- ③ 資料3の改造輸出船の新造相当額
以上の①～③をもって生産額とした。

(2) 投入額：

- ① 資料4により売上高に対する営業利益率を求め、営業余剰を算出した。
- ② 生産額から営業余剰を控除したものを総原価とした。
- ③ 資料5により総原価を④直接費⑤労務費⑥減価償却費⑦租税公課に分割した。
- ④ 直接費の各細目は次のとおり推計した。
素材は資料6により推計した。

部品・製品費については、資料7及び資料8から品目別国内供給額を推計し、生産額比により「鋼船」「その他の船舶」及び「船舶修理」に割当て、資料6による推計値を参考にして算定した。

(5) 間接費の各細目は次のとおり推計した。

- ⑧で推計した労務費は、給与・手当と厚生費に分割し、厚生費は「家計外消費」とした。同様に減価償却費、租

税公課は、それぞれ「資本減耗引当」、「間接税」とした。

(3) 産出額：

- ① 生産額推計における在庫純増分を「半製品・仕掛品在庫純増」とした。
- ② 内生部門への産出は「公務」（自衛艦等）のみとなるが、資料がないため投入側の数値を採用した。
- ③ 輸出については次のとおり推計した。
新造船の輸出については、資料1の輸出船しゅん工額を「輸出（普通貿易）」とした。
- 中古船は資料3の輸出価格（商業マージン額を除く）を「輸出（普通貿易）」とした。
- ④ 改造船舶の船価の80%及び解体用船舶（商業マージン額を除く）は「固定資本形成」からの削減とし、同額を「輸出（普通貿易）」の削減とした。

なお、中古船、改造船の区別は、資料9によった。

- ⑤ 「輸入（普通貿易）」は、資料3によった。
- ⑥ 生産額から上記①～④を控除したものの輸入（上記⑤）を加えたものを「国内総固定資本形成」とした。

その他の船舶 (3810-20)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類3643「木船製造・修理業」のうちの木船製造に係る活動及び3644「舟艇製造・修理業」のうちの舟艇製造に係る活動とする。

強化プラスチック、アルミ等を主材料とした船舶は、本部門に含める。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	工業統計表	1980	通産省	I.O用組替集計表
2	経営指標ハンドブック	1981	日本開発銀行	
3	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	昭57. 2	運輸省	
4	船舶関連工業製品統計月報	昭55. 12	運輸省	
5	昭和55年舶用機械の輸出入状況	56. 7	々	
6	日本貿易月表 品別国別編	昭1980. 12	日本関税協会	
7	輸出・輸入及び関税統計組替集計結果表	57. 4	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額：

資料1による生産額を採用した。

(2) 投入額：

- ① 資料2の船舶製造修造業の経営指標から売上総損益率を得、営業余剰を算出した。

国内生産額から営業余剰を控除したものを総原価とした。

- ② 資料2から④直接費⑤労務費⑥減価償却費⑦租税公課⑧間接費

費の原価に対する比率を求めた。

(3) 直接費（素材、部品・製品費、その他）の各細目は次のとおり推計した。

素材は、資料3により推計した。

部品・製品費については、資料4及び資料5により推計した（「鋼船」の投入推計参照）。

直接費から、素材及び部品・製品費を差引いたものを「その他」とし投入品目は50年表の投入品目を採用し当初データとした。

(4) 直接費以外の費用は次のとおり推計した。

上記の労務費は、給与・手当と厚生費に分割し、厚生費は「家計外消費」とした。同様に租税公課、減価償却費はそれぞれ「間接税」「資本減耗引当」とした。

(3) 産出額：

① 生産額推計における在庫純増分を「半製品・仕掛品在庫純増」とした。

② 「鋼船」「船舶修理」及び「公務」への産出は投入側の計数を探った。

③ 資料6及び資料7より輸出額及び輸入額を求め、それぞれ「輸出（普通貿易）」「輸入（普通貿易）」とし輸入分は「固定資本形成」とした。

④ 上記で産出先の定まったものの残りを「固定資本形成」とした。

船舶修理（3810-90）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類3641「鋼船製造・修理業」、3643「木船製造・修理業」及び3644「舟艇製造・修理業」のうち、修理に係る活動とする。

船舶使用者の行う自家修理も本部門に含める；

改造は、本部門に含めず3810-10「鋼船」又は3810-20「その他の船舶」に含める。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	造船造機統計月報	昭55. 12	運輸省	
2	外航海運会社経営分析	56. 3期	運輸省	
3	昭和55年産業連関表部門品目別生産額表（第1次）	57. 6	行政管理庁統計 主幹	
4	主要造船会社経営分析	55年度	運輸省	部内限
5	経営指標ハンドブック	1981	日本開発銀行	
6	船舶関連工業製品統計月報	55. 12	運輸省	
7	昭和55年舶用機械の輸出入状況	56. 7	〃	
8	新造船船価内訳表	55年度	運輸省	個票を抽出集計

3. 推計方法

(1) 産出額：

① 営業修理

資料1による国内船、外国船、船舶関連機器別の修繕高をもって営業修理生産額とした。

② 自家修理

資料2による船舶消耗品費の海運業収益に対する率に「外洋輸送」及び「沿海・内水面輸送」の生産額の合計額を乗じたものの70%を海運業の自家修理とみなした。

$$\text{船舶自家修理生産額} = \frac{\text{船舶消耗品費}}{\text{海運業収益}} \times \frac{70}{100} \times \text{海運業生産額}$$

(2) 投入額：

① 資料4により売上高に対する営業利益率を求め、営業余剰を算出した。

② 生産額から営業余剰を控除したものを総原価とし、総原価を資料5の船舶製造修理業の経営指標から直接費、労務費、租税公課、減価償却費に分割した。

③ 直接費（素材、部品・製品費、その他）の各細目は次のとおり推計した。

素材は資料8の投入比率により推計した。

部品・製品費については、資料6及び資料7により推計した（「鋼船」の投入推計参照）。

直接費から素材及び部品・製品費を差引いたものを「その他」とし投入品目は50年表の投入品目を採用し当初データとした。

④ 直接費以外の費用は次のとおり推計した。

労務費は給与・手当と厚生費に分割し、厚生費は「家計外消費」とした。租税公課及び減価償却費はそれぞれ「間接税」「資本減耗引当」とした。

(3) 産出額：

① 資料1より外国船修繕高を輸出とし、他を船種により「運輸」「漁業」「公務」「建設」「研究」「教育」等とし、投入側との調整により細分した。

② 船舶関連機器の修理については、国内船及び外国船と同じ比率により各部門に配分した。

③ 自家修理分は「外洋輸送」及び「沿海・内水面輸送」に生産額比で産出した。

鉄道車両（3820-10）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類362「鉄道車両・同部品製造業」のうち製造及び改造に係る活動とする。

鉄道業の行う改造も本部門に含める。なお、信号保安装置は3704-30「電子通信機器」に含まれる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	鉄道車両等生産動態統計月報	55年	運輸省	
2	鉄道統計年報	55年度	日本国有鉄道情報システム部	
3	鉄道車両工業特別調査	55年	運輸省	
4	日本貿易月報	55年	日本関税協会	

3. 推計方法

(1) 生産額：

鉄道車両新造・改造は「鉄道車両等生産動態統計」の1月～12月分の生産額を足し上げた。国鉄車両の改造分については、「鉄道統計年報」の車両財産額のうち、増加改善工事額とした。

部分品は新造分と同じである。
交付原材料について、国鉄は聞き取り調査により、民鉄については、国鉄を参考に推計した。

(2) 投入額：

「鉄道車両工業特別調査」の結果を用いて推計した。

(3) 産出額：

「日本貿易月報」より輸出、輸入をつかみ、在庫については「鉄道車両生産動態統計」の結果により、資本形成は、国鉄分について、政府固定資本形成に残りを民間固定資本形成にした。

鉄道車両修理 (3820-90)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類3621「鉄道車両製造業」のうち、鉄道車両の修理に係る活動とする。なお、3691「産業用運搬車・同部分品・付属製造業」に属する産業用鉄道車両（機関車、貨物車等）の修理も本部門に含める。

鉄道車両の改造は、3820-10「鉄道車両」に格付される。
鉄道業の行う修理は本部門に含める。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	鉄道車両等生産動態統計月報	55年	運輸省	
2	国鉄監査報告書	55年度	国鉄監査委員会	
3	民鉄統計年報	55年度	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額：

鉄道車両業の行う修理、国有鉄道、地方鉄道・軌道業の行う自家修理についてそれぞれ推計した。

① 鉄道車両業の行う修理は、「鉄道車両等生産動態統計月報」の修理生産額1月～12月分を足し上げた。

② 国鉄の行う自家修理は、「国鉄監査報告書」及び国鉄

に対する聞き取り調査によった。

③ 地方鉄道・軌道業の行う自家修理は、「民鉄統計年報」の車両保存費によった。

(2) 投入額：

国鉄の車両工場経費の項目別投入比率を用いて推計したが、一部は昭和50年産業連関表の投入比率を用いた。

(3) 産出額：

鉄道車両業の行う修理分については全額地方鉄道・軌道業に産出した。

国有鉄道自家修理は、国鉄（旅客、貨物）国電別に産出した。地方鉄道・軌道の自家修理分は全額地方鉄道・軌道業に産出した。

自動車修理 (3840-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類821「自動車整備業」の活動とする。具体的には自動車一般整備業、自動車車体整備業、自動車電装品整備業、自動車タイヤ修理業、自動車再生業、自動車エンジン再生業、自動車再塗装業、その他自動車部品、機関・装置等の整備・修理再生に係る活動とする。

二輪自動車及び三輪自動車の整備を含むこととする。

自動車タイヤの再生業及び更生業は、3000-19「その他のゴム製品」に格付される。

自動車の使用者が行う自家修理も本部門の範囲とする。

政府の行う自動車検査業務は、公務とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	自動車分解整備業実態調査報告書	56.4	運輸省	
2	ゴム製品統計年報	55年	通商産業省	
3	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57.2	運輸省	
4	形状別自動車保有車両数	55.3	（財）自動車検査登録協力会	
5	自家用自動車の点検整備実施状況等の実態調査結果	55年度	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額：

① 専業工場及びディーラー工場

資料1の年間工員1人当たり整備売上高に工員数（工場数比により補正したもの。自家工場についても同じ。）を乗じて生産額とした。

② 自家工場

データがないため、ディーラー工場と同程度とみなし、ディーラー工場の年間工員1人当たり整備売上高に自家工場工員数を乗じて生産額とした。

③ その他修理

50年表と同様、タイヤ・チューブ分のみを計上した。

(2) 投入額：

資料1及び3により推計した。

(3) 産出額：

資料1の換算車両数及び資料4の形状別車両数をもとに推計した。

ただし、換算係数については、資料5の月間1台当り全整備費により一部車種につき修正を行った。

国有鉄道 (7110-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類601「国有鉄道」から鉄道連絡船及び国電区間の旅客を除いたものとする。

国鉄が行っている業務のうち、日本標準産業分類で除かれているものは原則として除く。その主なものは、中央鉄道学園及び鉄道学園は「その他の教育訓練機関」に、鉄道病院は「医療（産業）」に、印刷所は「印刷」に、工事局は「鉄道軌道建設」に、発・給電所は「電気」に、自動車輸送部門は「道路旅客輸送」又は「道路貨物輸送」にそれぞれ分類される。

詳細は、日本標準産業分類を参照されたい。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	鉄道統計年報	55年度	日本国有鉄道	
2	鉄道貨物輸送概況	55年度	日本国有鉄道	
3	鉄道統計資料	55年度	日本国有鉄道	
4	旅客営業成績年報	55年度	〃	
5	国鉄監査報告書	55年度	国鉄監査委員会	
6	旅客質的調査	55年度	日本国有鉄道	
7	国税統計報告書	55年度	国税庁	

3. 推計方法

(1) 生産額：

旅客収入は、「国鉄統計年報」、「鉄道統計資料」「旅客営業成績年報」から、昭和55年度の運賃収入を得、それを暦年値に修正した。通行税は国税庁「国税統計報告書」によった。

貨物収入は、「国鉄貨物輸送概況」「国鉄統計年報」から昭和55年度の貨物収入を得、それを暦年値に修正した。

(2) 投入額：

昭和55年度「国鉄統計年報」の比較損益計算書により大枠を得、経費の細目は、昭和55年度「国鉄監査報告書」と、国鉄に対する聞き取り調査により配分した。

(3) 産出額：

昭和55年「旅客質的調査」のうち、旅行目的別内訳（定期外）により、用務目的の人数割合を算出し、推計した。

貨物は品目別輸送量により投入側から推計した。

国有鉄道（国電旅客）(7120-00)

1. 概念・定義及び範囲

国鉄の千葉、東京南、東京西、東京北、大阪及び天王寺鉄道管理局管内の大都市近郊電車区間の旅客輸送とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	鉄道統計月報	55年度	日本国有鉄道	
2	旅客営業成績年報	55年度	日本国有鉄道	
3	鉄道統計年報	55年度	日本国有鉄道	
4	国鉄監査報告書	55年度	国鉄監査委員会	
5	旅客質的調査	55年度	日本国有鉄道	

3. 推計方法

(1) 生産額：

「鉄道統計月報」の電車特定区間、電車成績（国電特定区間相互発着）の輸送人キロを定期・定期外別に1月～12月分を足し上げ、それに1人キロ当たりの賃率を乗じた。

(2) 投入額：

鉄道統計年報の電車特定区間運輸成績から、東京、大阪それぞれの55暦年の収入と、経費の総計を推計し、同年報と国鉄監査報告書から投入額を推計した。

(3) 産出額：

昭和55年「旅客質的調査」の結果から推計した。

地方鉄道・軌道(7121-02)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類602「鉄道業（国有鉄道業を除く）」に属する民・公営の地方鉄道・軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道及び索道による輸送とする。

鉄道業の経営する修理工場等の兼業部門は、国有鉄道と同様、そのアクティビティに従して各部門に含める。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	民鉄統計年報	55年度	運輸省	
2	地方鉄・軌道運輸統計月報	55年度	運輸省	
3	旅客質的調査	55年度	日本国有鉄道	

3. 推計方法

(1) 生産額：

「民鉄統計年報」から、定期・定期外、貨物、運輸雑収入を得て、推計した。

(2) 投入額：

「民鉄統計年報」の鉄軌道業営業損益から項目別の経費及び経費合計を把握し、これを昭和50年表を参考にしながら

ら、大手私鉄に対する聞き取り調査を行い、分割推計した。

(3) 産出額：

国鉄の「旅客質的調査」を利用して推計した。貨物については品目別輸送により推計した。

バス (7122-11)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類61「道路旅客運送業」のうち、細分類6112「一般乗用旅客自動車運送業」及び小分類614「旅客軽車両運送業」を除いた範囲とする。具体的には、乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業、無償旅客自動車運送業である。

なお、国鉄、地方公共団体等が行うバス輸送も本部門に含まれる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	陸運統計要覧	56年	運輸省	
2	旅客自動車輸送指標	54, 55年度	運輸省	
3	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57.2	運輸省	
4	自動車運送事業経営指標	55年度	運輸省	
5	陸運統計月報	55年1~12月	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額：

乗合バス及び貸切バスについては資料1、特定旅客については資料2の54年度及び55年度の営業収入をもとに推計した。

(2) 投入額：

資料3及び4により推計した。
ただし、燃料（軽油）費については、資料5の自動車燃料消費量に工業統計単価を乗じて求めた。

(3) 産出額：

50年表の比率をもとに、投入側からの補正を加えて推計した。

ハイヤー・タクシー (7122-12)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類6112「一般乗用旅客運送業」及び小分類614「旅客軽車両運送業」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	陸運統計要覧	56年	運輸省	
1	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57.2	運輸省	
2	自動車運送事業経営指標	55年度	運輸省	
3	陸運統計月報	55年1~12月	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額：

資料1の54年度及び55年度の営業収入をもとに推計した。

(2) 投入額：

資料2及び3により推計した。

ただし、燃料（ガソリン、軽油、LPG）費については、資料4の自動車燃料消費量に工業統計単価を乗じて求めた。

自動車修理費については、自動車修理部門の産出額によった。

(3) 産出額：

50年表の比率をもとに、投入側からの補正を加えて推計した。

自家用旅客自動車輸送 (7123-00P)

自家用貨物自動車輸送 (7132-00P)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 自家用旅客自動車輸送

自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して人の輸送を行う活動とする。

貨物車を使用した旅客輸送も本部門に含める。

(2) 自家用貨物自動車輸送

自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して貨物の輸送を行う活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	自動車保有車両数	55.6末	運輸省	
2	自家用自動車の点検整備実施状況等の実態調査結果	55年度	運輸省	
3	ダンプカー等大型自動車の点検整備実施状況等の実態調査結果	55年度	運輸省	
4	自動車損害賠償保障年報	55年	運輸省	
5	陸運統計月報	55年1月~12月	運輸省	
6	保険年鑑	55年度	生命保険協会・日本損害保険協会	
7	工業統計表 (I・O用組替表)	55年	通商産業省	
8	自動車分解整備業実態調査報告書	56.4	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額及び(2)投入額

下記①~③の投入額を合計して生産額とした。

① 直接経費及び自動車輸送部門によってほぼ全額投される部門

主要なものの推計方法は次のとおりである。

ア 石油製品のうち、揮発油及び軽油

軽自動車以外については、資料5による車種別燃料消費量に資料7による単価を乗じ、また、軽自動車については、資料2をもとに算出した。これらの算出値をエネルギー需給統計等により産出側と調整し投入額

とした。

イ 自動車修理

自動車修理部門の生産額を資料 8 の換算車両数をもとに分割した。

ウ 道路輸送施設提供

有料道路については、資料 5 の走行キロにより、駐車場については、資料 1 の保有車両数により各々の生産額を分割した。

エ 損害保険のうち、自動車関係保険

資料 6 の元受収入保険料及び元受支払保険金をもとに投入額を概算し、産出側の損害保険種類別生産額等と調整した。

② 衣服、電力、不動産賃貸料等の間接経費

③ 商業マージン及び貨物運賃

(3) 産出額

使用者の産業職業別車種別保有車両数及び車種別 1 台当たり生産額をもとに推計した。

道路貨物輸送 (7131-10)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類 62 「道路貨物運送業」から小分類 625 「通運業」を除いた活動及び小分類 662 「貨物運送取扱業」のうち自動車運送取扱業とする。具体的には一般路線貨物自動車運送業、一般区域貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、無償貨物自動車運送業、貨物軽車両等運送業及び自動車運送取扱業である。

通運業が行う鉄道貨物の集配は、本部門に含まず 713120 「通運」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	陸運統計要覧	56年	運輸省	
2	数字でみる自動車	1982年	(社)日本自動車会議所	
3	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57.2	運輸省	
4	自動車運送事業経営指標	55年度	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額：

① 路線トラック

資料 1 及び 2 の 55 年度営業収入を営業用貨物輸送トンキロで暦年修正し、生産額とした。

② 地場トラック(区域・特定・靈松)

資料 1 及び 2 の 55 年度営業収入から貨物自動車運送事業者間における車両の賃貸料収入を控除し、更に営業用貨物輸送トンキロで暦年修正をし、生産額とした。

(2) 投入額：

資料 3 及び 4 により推計した。

ただし、自動車修理費については、自動車修理部門の産出額によった。

(3) 産出額：

陸運統計要覧等の品目別輸送量をもとに推計した。

通運 (7131-20)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類 625 「通運業」の範囲とする。

具体的には鉄道貨物の集配、積卸及び取次である。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	陸運統計要覧	56	運輸省	
2	通運事業経営指標	55	〃	
3	運輸統計要覧	56	〃	
4	全国貨物純流動調査報告書	57	〃	
5	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57	〃	

3. 推計方法

(1) 生産額：

陸運統計要覧より 55 年度通運事業収入をとり、運輸統計要覧(国鉄貨物輸送トン数)で暦年修正を施した。

(2) 投入額：

通運事業経営指標の経常費用明細表の構成比により、経費の項目別大枠を決め、昭和55年産業連関表特別調査集計結果(通運に係る調査はないので道路貨物分によった)を使って基本部門分類にまで細分化した。

(3) 産出額：

資料 4 を用いて推計した。

道路輸送施設提供 (7142-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類 667 「運輸施設提供業」のうち、道路輸送に係る部門及び小分類 822 「駐車場業」とする。具体的には、自動車道業、有料道路、有料橋、有料トンネル、自動車ターミナル、貨物荷扱固定施設業のうち道路輸送に係るもの及び有料駐車場である。

なお、日本道路公団が行うフェリーボートは、7160-10 「沿海・内水面輸送」に、レンタカー及びリースカーは 8302-30 「貸自動車業」に含まれる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	日本道路公団業務収入調書	55	日本道路公団	
2	年報	55	首都高速道路公団	
3	〃	55	阪神高速道路公団	
4	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57	運輸省	
5	自動車道課便覧	57	運輸省	
6	駐車場に関する調査結果	56	建設省	
7	自動車保有台数	55	運輸省	
8	陸運統計要覧	56	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額：

高速自動車国道、一般有料道路：資料1よりそれぞれの料金収入をとり生産額とした。

ただし、一般有料道路からは明石フェリーと国道九四フェリーの収入を除く。

都市内有料道路：資料2、資料3から料金収入をとりあわせて生産額とした。

地方公共団体有料道路：資料4の地方公共団体運輸施設調査のキロ当たり収入に地方公共団体と地方道路公社の合計延長キロを乗じて生産額とした。

一般自動車道：資料5から54年度の1/4、55年度の3/4を合わせて生産額とした。

路外駐車場：資料4より得た駐車可能台数1台当たり収入に資料6の全国駐車場供用台数を乗じて生産額とした。

自動車ターミナル：当該事業者大半の営業報告書から、バス・ターミナル、トラック・ターミナル別に1バス当たりの収入額を求め、これに資料8より得た全バス数を乗じて生産額とした。

(2) 投入額：

高速自動車国道及び一般有料道路については、日本道路公団55年度損益計算書、都市内有料道路については、首都及び阪神高速道路公団の損益計算書に基づいた。

地方公共団体有料道路及び一般自動車道は、地方公共団体有料道路の投入比率（資料4）で振り分けた。

路外駐車場は有料駐車場の投入比率（資料4）を使い、自動車ターミナルについても、資料4で振り分けた。

(3) 産出額：

有料道路は走行キロ、駐車場は車両数により「バス」、「ハイタク」、「営業用貨物」、「自家用旅客」、「自家用貨物」及び「その他」に分割した。

別途、「営業用貨物」を「道路貨物」及び「通運」に配分した。

ターミナルについては、バス・ターミナル分をバスに、トラック・ターミナル分を「道路貨物」にそれぞれ配分した。

外洋輸送 (7150-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類631「海洋運輸業」及び662「貨物運送取扱業」のうち海上貨物取扱業（外航船によるもの）とする。具体的には外国航路運輸業（日本籍船舶および外国籍船舶によるもの）及び外航船貨物取扱業である。なお、資本財は、使用者主義の原則（所有のいかんにかかわらず、その使用者が、所有に係る一切の経費（減価償却、管理費等）を負担したように表現する原則）に基づき表示するため、同分類の細分類6341「船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）」は、産業連関表では存在しないこととなる。ただし、外国の「海洋運輸業」又は「船舶貸渡業」との間の貸借は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入（定期及び裸用船料支払）分は、自部門の交点に計上することとする。

以上については、他の輸送機関（716010「沿海・内水面輸送」、713110「道路貨物輸送」、713120「通運」、717001「航空輸送」等）における事業者間の用車（用機）についても同様の扱いとする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	海上輸送の現況	昭55年度	運輸省	
2	国際収支統計月報	55. 12	日本銀行外国局	
3	日本貿易月表(品別国別編)	1980. 12	日本関税協会	
4	外航海運会社経営分析	56. 3期	運輸省	
5	郵政統計年報(総括編)	55年度	郵政省	
6	”(郵便・電気通信業務編)	”	”	
7	外客統計年報	1980	運輸省	
8	日本人と国際線の旅(第14回海外旅行者調査)	1981	毎日新聞社	

3. 推計方法

(1) 生産額：

① 貨物輸送及び旅客輸送

資料1による運賃収入をもって生産額とした。

② 用船料(受取)

資料2による貿易外収支のうち用船料(受取)を円換算し、生産額とした。換算率は資料3の月別換算率(輸出)を用いた。

(2) 投入額：

① 資料4により推計した。

なお、資料4における船費のうち船員費は「給与・手

当」に、船舶減価償却費は「資本減耗引当」とした。

② 用船料（輸入分）は、資料2、3により推計し、同額を自部門投入とした。

(3) 産出額：

① 貨物輸送

郵便物を除く貨物運賃収入は、総て「輸出（特殊貿易）」に産出した。

郵便物の輸送による運賃は、郵政省の支払額を採用し「郵便」に産出した。

② 旅客輸送

資料2による貿易外収支のうち、海運関係国際収支（旅客輸送）の受取及び支払をそれぞれ「輸出（特殊貿易）」「輸入（特殊貿易）」とし、輸入分は同額を「家計消費」に産出した。

旅客輸送生産額から上記の「輸出」分を差し引いた残額については、資料7.8により大枠を決め、投入側のデータを待って産出した。

③ 用船料

資料2による海運関係国際収支（用船料）の受取及び支払をそれぞれ「輸出（特殊貿易）」及び「輸入（特殊貿易）」とし、輸入分は全額自部門の交点に計上した。

沿海・内水面輸送 (7160-10)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類632「沿海運輸業」、633「内陸水運業」及び662「貨物運送取扱業」のうち海上貨物取扱業（内航船によるもの）とする。具体的には、沿海旅客運輸業、沿海貨物運輸業、港湾旅客運輸業、河川水運業、湖沼水運業及び内航貨物取扱業である。なお、日本国有鉄道の行う鉄道連絡船及び日本道路公団の行う国道フェリーも本部門の範囲とする。

日本標準産業分類の細分類6342「内航船舶貸渡業」は、使用者主義の原則に基づき、本部門に含めない。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	鉄道統計年報	昭55年度	日本国有鉄道	
2	鉄道統計資料	55.1～55.12	"	
3	航路損益計算書	54.55年度	運輸省	特別集計
4	内航船舶輸送統計年報・同月報	"	運輸省	
5	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57.2	"	
6	国鉄昭和55年度一般勘定損益表	55年度	日本国有鉄道	
7	内航海運企業の損益状況	55年度	運輸省	部内資料
8	外航海運会社経営分析	56.3期	"	
9	旅客質的調査	54年度	日本国有鉄道	
10	運輸経済統計要覧	57年版	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額：

① 国鉄（鉄道連絡船）輸送分

資料1の純収入（年度値）を資料2の輸送量を用い曆年値を推計した。

② 旅客航路事業分

資料3による昭和54・55年度の運航収益を求め、これより55年の生産額を推計した。

③ 内航貨物船輸送分

資料5の内航船舶品目別輸送量（トンキロ）当り運賃収入に、資料4の昭和50年品目別輸送量（トンキロ）を乗じ、船種別に積上げた。

④ 以上①～③を項目別に旅客と貨物に格付け、それぞれ「沿海・内水面旅客輸送」及び「沿海・内水面貨物輸送」の生産額とした。

(2) 投入額：

① 国鉄輸送分

資料6により大枠を決めた。

② 内航貨物輸送分

資料7により大枠を決めた。

③ 旅客航路事業分

資料3の投入比率を用いて大枠を決めた。

④ 上記①～③を加えて本部門の投入額の大枠とし、細分は、50年表の投入比率を用いた。

(3) 産出額：

① 旅客輸送

定期旅客については、全額「家計消費支出」とし、その他については資料9により大枠を決め投入側の推計値を待って細分した。

② 貨物輸送

手荷物、小荷物及び荷物雑収についてはこれを「家計消

費」に、郵便物は全額「郵便」に、自動車航送は資料10の走行キロ比により「バス」「ハイヤー・タクシー」「自家用旅客自動車輸送」「道路貨物輸送」及び「自家用貨物自動車輸送」にそれぞれコスト運賃として産出した。

「沿海・内水面貨物輸送」の生産額から上記のコスト運賃を差引いた額の大半は「国内貨物運賃表」対象運賃に該当するが、これの産出は50年表の運賃表を用いて産出し当初データとした。

詳細については、運賃表の作成により確定するものである。

港湾運送 (7160-21)

1. 概念・定義及び範囲

本部門は、日本標準産業分類の小分類661「港湾運送業」の範囲とする。具体的には、一般港湾運送業、船内荷役業、はしけ運送業（はしけ及びいかだのえい航を含む。）、沿岸荷役業及びいかだ運送業である。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	港運統計資料	昭56年	運輸省	
2	貨物運賃と各種料金表	1980	交通日本社	
3	港湾運送事業経営指標	55年度	運輸省	内部資料
4	国際収支明細表	55年	日本銀行	"
5	海上輸送の現況	55年度	運輸省	
6	日本貿易月報 (品別国別編)	1980. 12	日本関税協会	

3. 推計方法

(1) 生産額：

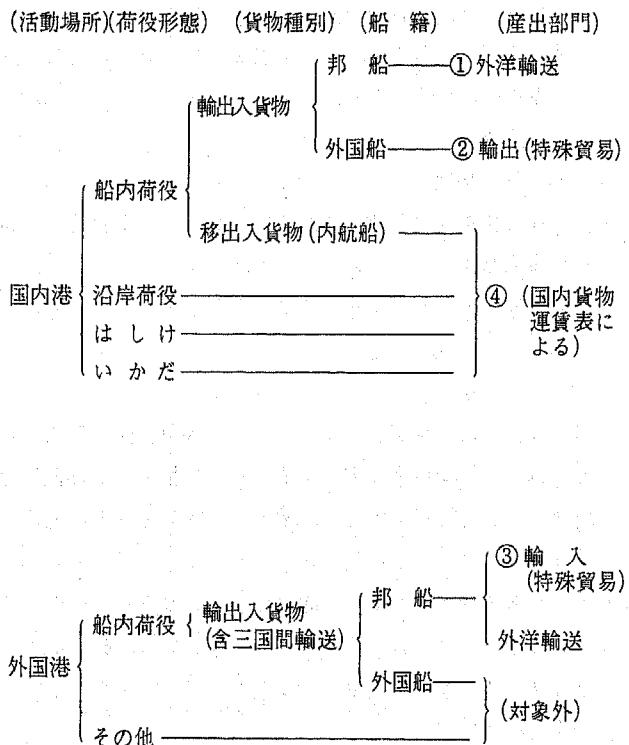
資料1による荷役形態（船内荷役、沿岸荷役、はしけ運送、いかだ運送）別、品目別扱いトン数に資料2による「港湾荷役料率表」より算定した全港湾平均料率を乗じて積上げたものを生産額とした。

(2) 投入額：

資料3により推計した。

(3) 産出額：

港湾運送の荷役形態別等の産出部門は次のとおりである。



本図における①～④の産出推計は次のとおり行った。

①「外洋輸送」への産出分

輸出（入）貨物に係る船内荷役料金収入×55年輸出（入）貨物積取比率

②「輸出（特殊貿易）」への産出分

輸出入貨物に係る船内荷役料金から上記①を控除したものとした。

③「輸入（特殊貿易）」分

「輸入（特殊貿易）」分の推計は次のとおり行い、同額を「外洋輸送」へ産出した。

輸入（特・貿）=輸出（特・貿）への産出額×

貿易外取支の港湾経費支払
" " 受取

④ 運賃表対象運賃の産出

運賃表対象運賃は総供給額からコスト運賃を控除した額である。コスト運賃は上記①～③のほかに空コンテナの取扱い収入がある。空コンテナは商品ではなく回送であるのでコスト運賃として関係部門に産出した。産出配分は、輸出入貨物扱いの空コンテナ分を積取比率により「外洋輸送」と「輸出（特殊貿易）」に移出入貨物扱い分を全額「沿海・内水面輸送」にそれぞれ産出した。

運賃表は品目別運賃収入の分割、配分により別途定まるが当初データとして、運賃表対象運賃=総供給-(①+②+③+空コンテナ分)を求め、50年表の運賃出率により配分した。

水運付帯サービス(公営) ☆☆ (7160-31)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 日本標準産業分類の細分類6674「さん橋泊きよ業」、同細分類6673「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役さん橋設備等港湾関係分及び同細分類7211「上水道業」のうち船舶給水業に相当する範囲のうち地方公共団体の行う行動とする。

(2) 注意点

産業連関表と新SNAにおける政府サービス生産者の活動範囲を整合させるため、50年表における「水運付帯サービス」の範囲のうち政府機関の行う活動と産業の行う活動は分割し、それぞれ「水運付帯サービス(公営)」、「水運付帯サービス(産業)」とした。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	昭和55年産業連関表作成特別調査集計結果	昭57. 2	運輸省大臣官房情報管理部	
2	港湾管理者一覧表	昭56. 9	運輸省港湾局	
3	都道府県市町村漁港管理者指定済漁港数	昭55. 12	農林水産省	内部資料
4	港湾統計(年報)	昭55年	運輸省大臣官房情報管理部	
5	海上輸送の現況	昭55年度	運輸省海運局外航課	
6	国際收支統計月報	昭55. 12	日本銀行	

3. 推計方法

(1) 生産額:

① 港湾管理

資料1の地方公共団体運輸施設調査結果をもとに港湾管理者別1港当たり管理費を得、これに資料2の管理者別港湾数を乗じたものを積上げ港湾管理の生産額とした。

② 漁港管理

資料1の地方公共団体運輸施設調査結果をもとに漁港管理者別1港当たり管理費を得、これに資料3の管理者別漁港数を乗じたものを積上げ漁港管理の生産額とした。

(2) 投入額:

生産額推計に用いた港湾管理費及び漁港管理費の費用明細により推計した。本部門は政府サービス生産者に格付されたため営業余剰は概念上存在しない。

(3) 産出額:

本部門は前述のとおり55年表より「政府サービス生産者」に格付された。これに伴い、生産額は経費をもってすること及び産出額については料金収入分を、本部門の生産する水運付帯サービスを投入する各産業に産出することとされた。また、経費と料金収入の差は全額地方政府消費とする扱いとなった。

① 港湾・漁港管理収入の推計

② 港湾管理収入

資料1の地方公共団体運輸施設調査より管理者別港湾管理者収入及び入港船舶トン数を得、これと資料4より全国港湾入港量より全港湾管理者の港湾管理者収入を推計した。

⑤ 漁港管理収入

資料1より漁港管理者別1港当たり漁港管理収入を得、これと資料3の管理者別漁港数より全漁港管理者の漁港管理収入を推計した。

② 産出額推計

① 港湾管理

資料4の入港船舶量により港湾管理収入を外航分と内航分に分割し、外航については、資料5の積取比率で邦船分と外国船分に分割した。

内航分は、資料4の入港船舶総トン数により漁船と、その他に分割し、その他は生産額比により「沿海・内水面輸送」と「港湾運送」に分割した。

⑥ 輸入推計

輸入分については次の推計を行い同額を「外洋輸送」に産出した。

Ⓐ=港湾経費受取一船用油及び船舶修理受取(資料6)

Ⓑ=上記Ⓐによる外国船分

港湾管理(輸入分)=(港湾経費支払一船用油支払

$$\times \frac{Ⓑ}{Ⓐ}$$

③ 漁港管理

全額漁業に産出した。

水運付帯サービス(産業) (7160-32)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 日本標準産業分類の細分類6674「さん橋泊きよ業」、同細分類6673「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役さん橋設備等港湾関係分及び同細分類7211「上水道業」のうちの船舶給水業並びに同小分類669「その他の運輸に付帯するサービス業」のうち検査業、検量業、鑑定業、水先案内業、サルベージ業、海難救助業、綱取業、引船業の範囲のうち法人、会社、個人の行う活動とする。

外貿埠頭公団の行う港湾管理活動は、公的企業扱いとして本部門に含める。

とん税及び特別とん税については、本部門の生産額に含め、間接税に計上する。運河通行税、灯台税については、本部門の範囲とするが輸入のみとなる。

(2) 本部門は50年表の「水運付帯サービス」を分割したものである(「水運付帯サービス(公営)」参照)。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	昭和55年度水先実績	昭55年度	運輸省	内部資料
2	ファイナンス (大蔵省広報)	55.3~ 56.6	財務省	
3	外国貿易概況	1981. 11	日本関税協会	
4	昭和55年産業連関表作成 特別調査集計結果	57. 2	運輸省	
5	港運要覧	55年版	運輸省	
6	海上輸送の現況	55年度	運輸省	

3. 推計方法

(1) 生産額:

① 水先案内

資料1による55年度水先実績を資料3の外貿船入港純トン数により暦年修正し生産額とした。

② とん税、特別とん税

資料2によった。

③ 檜数・検量・鑑定業及びサルベージ業

資料4による営業収入及び資料5の全国事業者数から次式により推計した。

$$55\text{年生産額} = 55\text{年営業収入} \times \frac{\text{全国事業者数}}{\text{特別調査事業者数}}$$

(2) 投入額:

とん税及び特別とん税は全額間接税とし、他は資料4により推計した。

(3) 産出額:

① 水先案内

資料1の実績額より日本船と外国船に分割し、日本船分は「外洋輸送」に、外国船分は「輸出(特殊貿易)」にそれぞれ産出した。

② とん税、特別とん税

資料3による入港船舶純トン数を用いて日本船と外国船に分割し、それぞれ「外洋輸送」「輸出(特殊貿易)」に産出した。

③ 檜数・検量・鑑定業

外航船と内航船に2等分し、外航船分は資料6による積取比率により日本船と外国船に分割した。内航船分は「沿海・内水面輸送」「港湾輸送」にそれぞれ産出した。

④ サルベージ業

資料4の依頼者別サルベージ業料金収入により分割した。

航空運送(7170-01)

1. 概念・定義及び範囲

本部門は、日本標準産業分類の中分類「航空運輸業」及び小分類662「貨物運送取扱業」のうちの利用航空運送業とする。具体的には、定期航空運送業、不定期航空運送業、

航空機使用事業及び利用航空運送業とする。なお、利用航空運送業は、国内航空貨物輸送の範囲とする。航空機の貨貸借(用機)については「外洋輸送」における船舶の貨貸借(用船)に準ずる。通行税については、国鉄と同様、生産額に計上し、全額間接税とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	有価証券報告書 (定期3社)	55	運輸省	
2	営業報告書 (定期及び使用事業各社)	55	〃	
3	利用航空運送事業収支表 (各社)	55	〃	
4	航空輸送統計年報	55	運輸省	
5	昭和55年産業連関表特別 調査集計結果	57. 2	〃	
6	国際収支明細表	55	運輸省	
7	海外旅行経験者の実態調 査	55. 3	国際観光振興会	
8	外客統計年報	55	運輸省	
9	航空旅客動態調査	57. 3	運輸省航空局	

3. 推計方法

(1) 生産額:

① 定期航空運送事業社分

日本航空、全日空、東亜国内3社については、資料1の項目別(国際、国内別、旅客、貨物、超過手荷物、郵便物別)55年度収入を資料4による対応項目別輸送量により暦年修正した。

南西、日本近距離、日本アジアの各社については、資料2の項目別55年度収入を同様の方法により、暦年修正した。なお、項目別収入のないものについては、他社の比率を使用して営業収入を分割した。

② 不定期及び航空機使用事業者分

資料5による営業収入を不定期と使用事業とに分割し、資料4の稼動実績により暦年修正を行った。不定期については、遊覧飛行を旅客に、建設協力を貨物とみなした。

③ 利用航空運送業社分

生産額の推計は、資料3の国内混載収益を積上げ、資料4の取扱重量により、暦年修正した。

④ 用機料(外国からの受取)

資料6による用機料受取を外洋輸送の用船料と同様の方法により円換算した。

⑤ 通行税

定期及び不定期航空旅客収入の1割とした。

(2) 投入額:

定期航空については資料1及び資料2により、航空機使用事業及び利用航空運送事業については資料5により、それぞれ配分した。

通行税は、全額間接税とした。

(3) 産出額：

① 国際旅客

資料 6 の貿易外収支受取を円換算したものを「輸出(特殊貿易)」とし、同支払分を「輸入(特殊貿易)」とした。〔国際旅客生産額—輸出+輸入〕については、資料 8 の目的別出国日本人数で大枠を決め細分したが、産業別には分割できないので、投入側のデータで決めた。

② 国際貨物

一般貨物については、全額「輸出(特殊貿易)」とした。

郵便物については全額「郵便」とした。

手荷物については、国際旅客と同じ比で配分した。

③ 用機料

資料 6 の貿易外収支受取を「輸出(特殊貿易)」とし、同支払を「輸入(特殊貿易)」とした。

更に、輸入分は、全額自部門の交点に計上した。

④ 国内航空旅客

資料 9 の目的別航空運賃負担表により大枠を決め、投入側のデータで細分した。

⑤ 国内航空貨物

郵便物は全額「郵便」に、手荷物は全額「家計消費支出」にそれぞれコスト的運賃として産出し、一般貨物、不定期航空貨物及び利用航空運送については、国内貨物運賃表により産出を決めた。

⑥ 航空機使用事業

資料 4 の事業種別飛行時間により配分した。

航空付帯サービス(国公営) ☆☆ (7170-21)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類 6675 「飛行場業」に相当する範囲のうち、国及び地方公共団体の行う第 1 種、第 2 種及び第 3 種空港の管理活動とする。

新東京国際空港公団の行う空港の管理活動は、「航空付帯サービス(産業)」に含める。

産業連関表と新 S N A における政府サービス生産者の活動範囲と整合させるため、50年表における「航空付帯サービス」を政府機関の行う活動と産業の行う活動に分割し、政府機関の行う活動を「航空付帯サービス(国公営)」とした。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	空港別空港使用料 (着陸料等) 発生額調査書	55	運輸省	
2	空港別航行援助施設利用 料発生額調査書	〃	〃	
3	昭和55年産業連関表特別 調査集計結果	57. 2	運輸省	
4	数字で見る航空	82	運輸省	
5	空港整備特別会計歳入歳 出決定計算書	55	運輸省航空局	
6	国際収支統計月報	55. 12	日本銀行外國局	

3. 推計方法

(1) 生産額：

第 1 種・第 2 種空港：空港整備特別会計歳入歳出決定計算書(資料 5)による空港等維持運営費の発生額をもって生産額とした。

第 3 種空港：資料 3 の地方公共団体運輸施設調査の着陸 1 回当たり収入に資料 4 の年間着陸回数を乗じた額を求める。それに、主な第 3 種空港の事業収支計算書による歳出を乗じて生産額とした。

(2) 投入額：

① 空港管理(第 3 種空港使用料を除く)

資料 5 により配分し、予算書により細分した。

② 第 3 種空港使用料

資料 3 の地方公共団体運輸施設調査により大枠を決め、①の比率により細分した。

(3) 産出額：

資料 6 により輸出入を決め、生産額から輸出を控除したもの及び輸入分を「航空輸送」に産出した。

産出については「航空輸送」の他、一部の産業及び公務も考えられるが資料がないため、投入側のデータにより決定した。

航空付帯サービス(産業) (7170-22)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類 6675 「飛行場業」及び航空輸送に付帯する事業(機内飲食物売上、運行サービス、航空燃料の管理及び給油手数料、その他航空に付帯した役務等)のうち、法人、会社、個人の行う活動とする。

新東京国際空港公団の行う活動は、公的企業扱いとして本部門に含める。

なお、空港ターミナルビル等は「不動産賃貸料」、送迎バス等は「道路旅客輸送」、整備は「航空機」、にそれぞれ格付けされる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57.2	運輸省	
2	数字で見る航空	57	運輸省	
3	空港管理業務損益計算書	54・55	新東京国際空港公団	

3. 推計方法

(1) 生産額:

① 航空付帯事業

資料1による航空付帯事業の生産額を集計率で補正した。

② 空港管理

新東京国際空港公団の経常収入のうち着陸料、停留料、旅客施設使用料、給油使用料、利便使用料、供給使用料を空港管理収入とした。

(2) 投入額:

空港管理分については、新東京国際空港公団の経常費用の内訳で配分した。

航空付帯事業は、資料1により配分した。

(3) 産出額:

投入側のデータにより決定した。

その他の運輸付帯サービス(7190-00)

1. 概念・定義及び範囲

本部門は、運輸業のうち他の部門に属さない産業が含まれる。具体的には、日本標準産業分類の小分類663「運送代理店」、664「旅行業」、665「運輸あつ旋業」及び669「その他の運輸に付帯するサービス業」のうち観光協会等である。なお、同分類の小分類662「貨物運送取扱業」は各輸送機関の活動と切り離して推計することが困難であり、かつ各輸送活動の一部とみなせるので、それぞれの輸送部門と込みで定義することとし、本部門には含めない。国際観光振興会は、本部門に含まず、829020「対企業民間非営利団体」に含まれる。推計にあたっては「旅行業」及び「観光協会」のみとし、他は資料が全くないこと、生産額が比較的小さいと思われること。更に「運送代理店」、「運輸あつ旋業」等は兼業が多く他部門に含まれて分離が困難と思われるここと等の理由により、推計は行わないこととした。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	一般旅行業取扱実績等報告集計表	55	運輸省	
2	国内旅行業取扱実績等報告集計表	"	"	
3	運輸経済年次報告	56	運輸省	
4	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57.2	"	

3. 推計方法

(1) 生産額:

① 一般旅行業

資料1による収入をもって生産額とした。

② 国内旅行業

資料2による1社平均収入に国内旅行業者数を乗じて生産額とした。

③ 観光協会

資料4によって観光協会1団体当りの収入を求め、それに全協会数を乗じて生産額とした。

(2) 投入額:

資料1、2及び4により大枠を把え、細分できない個所は、50年投入額比率で振り分けた。

(3) 産出額:

① 一般旅行業のうちの海外旅行

資料3による我が国航空企業の積取比率により外国機と邦機とに分割し、外国機分を「輸出(特殊貿易)」、邦機分を「航空輸送」に産出した。

② 国内旅行業

資料1による利用機関別収入内訳により配分した。

③ 観光協会

国内旅行業に準じた。

倉庫(7200-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類65「倉庫業」に属する普通倉庫、冷蔵倉庫及び水面木材倉庫とし、協同組合倉庫(農業協同組合倉庫、水産業協同組合倉庫、森林組合倉庫、中小企業等協同組合倉庫等)を含める。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	倉庫事業経営指標	54, 55年度	運輸省	
2	倉庫統計月報	1980年	"	
3	総合農協統計表	55事業年度	運輸省	
4	農業協同組合連合会統計表	54事業年度	"	
5	漁業協同組合の現況	55年度	水産庁	
6	水産業協同組合統計表	54年度	"	
7	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57.2	運輸省他	

3. 推計方法

(1) 生産額:

① 普通倉庫・冷蔵倉庫・水面倉庫

資料1をもとに推計した55年 m^3 当たり営業収益又は m^3 当たり営業収益に資料2の倉庫所管面積又は所管容積を乗じて生産額とした。

② 農業倉庫

資料3及び4の保管料収益をもとに推計した。

③ 漁業倉庫

資料5及び6の保管料収益をもとに推計した。

(2) 投入額:

資料1及び7により、普通倉庫、冷蔵倉庫、水面倉庫別に推計した。なお、農業倉庫については普通倉庫に、漁業倉庫については冷蔵倉庫に含めて推計した。

(3) 産出額:

① 普通倉庫・冷蔵倉庫

倉庫統計月報等の品目別平均月末在庫量及び品目別入库量をもとに推計した。

② 水面倉庫・農業倉庫・漁業倉庫

投入側から推計した。

貸自動車業(8302-30)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類744「自動車賃貸業」の範囲とする。具体的には、レンタカー業、自動車リース業、ドライブクラブ等である。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	昭和55年産業連関表特別調査集計結果	57.2	運輸省	
2	陸運統計要覧	56	"	

3. 推計方法

(1) 生産額:

資料1より得たレンタカー・リースカー別、車種別1台当たり、営業収入に資料2による車両数を乗じて得たものを生産額とした。

(2) 投入額:

資料1により分割した。

(3) 産出額:

資料1により貸出先産業別生産額を求め、車両数をウェイトにして「バス」「ハイヤー・タクシー」「道路貨物」「通運」「自家用旅客」及び「自家用貨物」に配分した。

6. 郵政省担当部門

郵便(7300-10)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類671「郵便業」の活動で、主として信書、その他郵便物として差し出された物の送達を行うサービスの範囲である。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所
1	郵政事業特別会計歳入歳出決定計算書	54・55年度	郵政省
2	郵政事業特別会計予算説明書	"	"
3	家計調査年報	55年	総理府統計局
4	農家生計費統計	54・55年度	農林水産省

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1から昭和55年度の郵便業務収入を求め、暦年に換算した。

(2) 投入額

資料1、2により推計した。

(3) 産出額

資料3、4及び投入側のデータにより推計した。

国内電信電話(7300-21)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類672「電信・電話業(有線放送電話業を除く。)」のうち、電報、電話、加入電信、専用線、データ通信等、日本電信電話公社の提供する国内公衆電気通信サービスの範囲である。

なお、官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の私設又は自営の電信、電話等は本部門に含まれていない。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所
1	日本電信電話公社決算書	54・55年度	日本電信電話公社
2	家計調査年報	55年	総理府統計局
3	農家生計費統計	54・55年度	農林水産省

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1から昭和55年度の事業収入を求め、暦年に換算した。

(2) 投入額

資料 1 により推計した。

(3) 産出額

資料 2, 3 及び投入側のデータにより推計した。

国際電信電話 (7300-22)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類672「電信・電話業（有線放送電話業を除く。）」のうち、国際電報、国際通話、国際加入電信、国際専用サービス、国際テレビジョン伝送等、国際電信電話株式会社の提供する国際公衆電気通信サービスの範囲である。

なお、官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の私設又は自営の電信、電話等は本部門に含まれていない。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所
1	国際電信電話株式会社 決算書	54・55年度	国際電信電話 株式会社

3. 推計方法

(1) 生産額

資料 1 から昭和55年度の営業収益を求め、暦年に換算した。

(2) 投入額

資料 1 により推計した。

(3) 産出額

資料 1 及び投入側のデータにより推計した。

その他の通信サービス (7300-90)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類673「有線放送電話業」及び674「通信に附帯するサービス業」の提供するサービスの範囲である。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所
1	郵政事業特別会計歳入歳出決定計算書	54・55年度	郵政省
2	郵政事業特別会計予算説明書	"	"
3	有線電気通信の概況	"	"
4	業務資料	"	"

3. 推計方法

(1) 生産額

資料 1 ~ 4 から昭和55年度の営業収入を求め、暦年に換算した。

(2) 投入額

資料 1 ~ 4 により推計した。

(3) 産出額

資料 1 ~ 4 及び投入側のデータにより推計した。

放送 (8410-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類81「放送業」の活動で、公衆によって直接視聴されることを目的として、無線又は有線電気通信設備により放送事業を行うサービスの範囲である。

ただし、日本放送協会所属の総合技術研究所及び総合放送文化研究所等の附属施設は「公共放送」の中に含める。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所
1	日本放送協会損益計算書	54・55年度	日本放送協会
2	有線テレビジョン放送施設(許可施設)一覧表	"	郵政省
3	有線テレビジョン放送施設運用状況及び業務運営状況報告書	"	"
4	有線テレビジョン放送業務運営状況報告書	54・55年度	郵政省
5	業務資料	"	"

3. 推計方法

(1) 生産額

公共放送は、資料 1 から昭和55年度の受信料収入及び交付金収入を求め、暦年に換算した。

民間放送は、資料 5 から昭和55年度の営業収入を求め、これから代理店の手数料を控除し、暦年に換算した。

有線放送は、資料 2 ~ 4 から事業収入を求め、暦年に換算した。

(2) 投入額

資料 1 ~ 5 により推計した。

(3) 産出額

資料 1 ~ 5 及び投入側のデータにより推計した。